

名古屋北 法人会だより

No.

163

2025年 9月

[題字] 名古屋北税務署長 富永治之





第50回通常総会を開催

去る6月4日(水)、名古屋市北文化小劇場において第50回通常総会を開催しました。

多くの会員の皆様、ご来賓の方々にご臨席を賜り、盛大な総会となりました。

総会は、総正会員数2,261社に対し、出席正会員数86社、委任状提出正会員数1,155社、合計1,241社で、総正会員数の過半数の出席をいただき、有効に成立しました。



総会の冒頭、小田耕司会長は、「この1年、税務・経営実務セミナー、著名人による講演会、会員の交流を深める支部イベントの実施など、会員の仕事に役立つ情報と交流の機会を提供し、地域社会への貢献として、租税教室や公共施設見学など積極的に事業展開して来た。今後とも税務関連協力団体として、会員企業及び地域社会の健全な発展のため、一層の活動の充実に努めて参りたい。また、令和8年2月2日には“特別な1日”として社団化50周年事業を計画しているので、会員の皆様のご理解とご協力を願います。」とあいさつしました。

続いて、会員増強目標達成支部、支部運営功労者、会員増強功労者、事業参加良好社の皆さんに対し表彰状、感謝状を贈呈した他、大型保障制度推進目標達成推進員を表彰しました。



議案の審議では、小田会長を総会議長とし、議事録署名理事には、岡嶋伸夫理事(楠支部)及び矢形智理事(瀬古支部)の両名を選出。

令和6年度の収支決算について、専務理事からの報告と説明を受けた後、会場に語り、満場の拍手で承認されました。また、役員任期満了に伴う役員改選では、執行部提案の役員候補者全員が信任され、更なる活動の充実に向けて活動していくことを満場の拍手で確認しました。

その他、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び予算等について報告がなされ、地域イベントや社会貢献活動などを通じて会員交流も積極的に深めていく姿勢が示されました。

続いて、長年に亘って理事等を務められ今回で退任される志水博次監事(太平鋼機㈱)、鵜飼優機理事(まさき電設㈱)、山口啓一理事(山宗㈱)、属ゆみ子理事(長瀬電気工業㈱)の4名に対し、特別表彰が有り感謝状を贈呈しました。



その後、ご臨席いただいたご来賓を代表して、名古屋北税務署長の永井稔往署長様からお祝辞を頂戴し、総会は幕を閉じました。

総会后、直ちに臨時理事会を招集し、互選により会長、副会長ほか常任理事を選任しました。

役員新任・退任のあいさつ	1
国税広報	3
新陣容	7
名古屋北税務署 新署長着任インタビュー	8
愛知県広報	9
ちょっといい話	12
「ローリングストック法って？ 南海トラフ巨大地震に備えて」	
名古屋市広報	13
税理士会だより	15
会員のページ	17
この地で生きる	
大森支部 名東生コン株式会社 牛田光俊	
法人会の行事	19
支部報告	21
青年部会	23
女性部会	25
新会員紹介	27

今回の表紙

オバッタベッタのヤネル BBQ

「オバッタベッタ」は、緑あふれる小幡緑地内でBBQやキャンプ、レストランを楽しむ注目の都市型アウトドア施設です。

「ヤネル BBQ」では、食材・機材・片付け全て込みの“手ぶらBBQ”を提供しており、準備の手間なしで自然の中でおいしい食体験が可能。屋根付きのタープエリアで雨天でも安心で、初心者でも気軽に利用できます。

また、「ヤネル CAMP」は、名古屋市内初の宿泊可能なキャンプ場。デザイン性のあるキャビンやテント持込サイトを備え、日帰りから宿泊まで幅広く楽しめます。

和・洋・アジアンの地元食材を活かしたビュッフェ形式のレストラン「マメボシ」は、豊かな自然に囲まれながら食事を楽しむことができるスポットです。1年中通して利用可能なので体験されてみてはいかがでしょうか。



新任・退任のあいさつ

新任あいさつ／会長

光洋運輸株式会社 代表取締役 小田 耕司



6月4日に開催されました第50回定期総会での承認を得て、2期目の会長職を務めさせて頂くこととなりました。ここまで、力不足を痛感しながらも、役員の方々をはじめ、会員の皆様方のお支えのお陰で無事務めて来られたものと、心より感謝いたしております。器量不足ではございますが、与えられたこれからの2年を精一杯務めてまいり所存です。

さて、昭和39年9月に発足した名古屋北法人会は、昭和50年5月21日に社団法人の認可を受け、現在では公益社団法人として、今年で50年という大きな節目を迎えることとなりました。この長い歴史の中で、私たちは会員の皆様と共に歩み、共に成長しながら、深い絆を築いてまいりましたことを、心から喜ばしく思います。

企業の発展は地域社会の発展とともにあります。私たちは互いに成長し、地域の経済活動の一翼を担いながら、納税という形で社会貢献に寄与しているものと考えます。さらに、法人会の在り方目的に賛同する仲間を増やしつつ、会員交流を進めながら、地域の経済界を形作ること、会員企業の経営をより強固なものとする手段の一つとなることを願っております。

このような思いから50年の節目を新たなスタートとすべく、来る令和8年2月2日、名古屋東急ホテルにおいて、50周年記念式典を開催する運びとなりました。当日は、社会貢献活動を目的とする記念講演会から始まります。

一般の方々にも多く聴講していただく事で、参加される方にとって有意義な時間を提供できるものと考えております。

そして「社団化50周年記念式典」。名古屋北法人会の50年の歩みを知り、今日まで当会を支えていただいた会員、役員の方々をはじめ、関係当局、団体に感謝の意を伝え、今後の発展と拡大に向けた機運を高め、終盤の懇親会では、参加の皆様との楽しい時間を過ごし、会員同士の絆を深めてまいります。

この式典、懇親会では、沢山のメンバーに参加していただき、創設の原点を大切にしながらも、時代の変化には対応した法人会にして行くことへの足掛かりとなることを、心から願っております。

会員企業の更なるご発展を祈念すると共に、今後とも、名古屋北法人会へのご理解とご協力を、切にお願い申し上げます。

退任あいさつ／前副会長（広報委員長）

株式会社中央工芸 代表取締役 鶴見 栄子



第50回通常総会において、副会長の定年を迎え退任いたしました。会長をはじめ、副会長の皆様 会員の皆様のご支援を賜り、副会長の任務を遂行できました事を感謝申し上げます。

平成26年6月に女性部役員の職に就き、翌年の11月に本部理事に就任いたしました。令和5年の総会にて、北法人会では初めての女性副会長として大役を頂き、困惑した事を思い出します。県連の会議にも出席させて頂き、人と人との繋がりもひろがり、大変勉強になりました。

今後は広報部の一員として、北法人会の活動内容など、広報誌以外の方法でも、お知らせ出来るような活動を展開させて行けるよう、努力したいと思っております。

副会長(委員長)のみなさん

総務委員長

親和電機株式会社
代表取締役社長

小林 健次郎

先般の総会におきまして副会長と総務委員長の大役を務めさせていただくことになりました。力不足ではありますが、引き続き会の発展に精進して参ります。

さて、本年は名古屋北法人会にとって社団化50周年の大きな節目の一年となります。今日までの法人会活動へのご理解とご協力、また会の発展にご尽力を頂いた全て皆様に感謝を申し上げます。

一方、現在においては会員数の減少により組織力が低下するなど様々な課題にも直面していることは周知のとおりです。当会の益々の活発化や発展は、北区や守山区といった地域社会と経済の活性化には欠かせないものであると、私は思います。地域で事業を営む私たち会員の一社一社が共に協力し合い、地域に貢献する場や機会としての名古屋北法人会を次の世代へ継承するために、この50周年の一年を実りあるものにして行きましょう！

来年の2月には、50周年記念の式典を開催すべく、準備委員会のメンバーを中心に準備を進めております。式典開催の当日には、ぜひとも多くの会員の皆様方にご参加をいただきお互いへの感謝と懇親を深めたいと思います。どうぞご協力の程宜しくお願い申し上げます。



組織委員長

中日信用金庫
理事長

富田 勝

先般の総会におきまして副会長の重任を承認頂きありがとうございます。引き続き組織委員長を担当させていただきます。

法人会には、税のオピニオンリーダーとして「企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という理念があります。この理念を実践するために多くの法人に加入していただきたいと思っております。

会長を始め役員、理事、各支部の委員の皆さまにご協力を頂き、新規会員の加入勧奨を推進して参りますので、何卒よろしくお願い致します。



事業委員長

株式会社エイチエムテクノス
代表取締役社長

長谷川 正男

引き続き事業委員長の大役を担当させていただきます。

新たな気持ちで、「法人会に加入して良かった」と思えるような会員が1人でも多くなるような会にしないといけないと思う心でいっぱいです！！

皆様のご協力を賜り、その目標達成に向けて会員増強を展開できるように努めてまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

また、50周年記念事業を皆様とともに成功させましょう。



厚生委員長

桶槽工業株式会社
代表取締役

稲垣 要

本年も引き続き厚生委員長を務めさせていただきます。

厚生委員会の役割は、各種保険の加入率を上げることです。現在、当法人会の財政収入のうち、保険3社からの手数料収入が、およそ40%を占めている以上極めて重要な財源です。

昨年度は、4～3月実績で保険3社合同で、収入保険手数料が対前年比103.8%を達成できご褒美を戴きました。これも一重に会員皆様のおかげです。感謝申し上げます。手数料を得る手段は他にまだあります。

又、法人会の保険加入の必要性は、社員の健康、社長の健康のため、勿論、会社の健康、引いては社会の健康に大きく貢献します。

昨今、サイバー攻撃による被害、さらに熱中症、カスハラ対策が法規制される以上、これら危機管理保険の重要性が期待されます。

更に、本年度は、社団化50周年事業を成功させるためにも勧奨推進を進めて参りますのでご協力をお願いします。



税制委員長

株式会社芝テクノ
代表取締役社長

小林 由和

本年度も引き続き、副会長・税制委員長を担当させていただきます。

法人会のテーマの中でも、重要な活動である、国税及び地方税に関する「税制改正提言の要望」に関することは、非常に大切な事業であります。

昨今、税に関する問題は多くの国民にとって関心の深い問題になってきております。

そんな中、国民にとって、また我々中小企業にとって「何が必要で、何が必要でないか」を見極め、「増やすべきところと減らすべきところ」を要望に盛り込んでいけるよう各支部の税制委員の皆様や専務理事のお力をお借りしつつ頑張って参りますので、何卒よろしくお願い致します。



広報委員長

株式会社TAS建築設計事務所
代表取締役

柴田 利実

今期より副会長並びに広報委員長を務めさせていただくことになりました。

昨今、日本の若者たちが世界で活躍している姿には驚かされるばかりです。ドジャースの大谷選手を始め、メジャーリーグ、サッカー、バレーボール、バスケットボール等の各界で大勢頑張ってくれています。一方で、日本のシルバーさんの活躍もこの6月19日に世界発信されました。「日本製鉄のUSスチール完全買収」。二人の米国大統領に阻止されながらも当初計画を1年半かけて成し遂げたのです。「日本のおじさんたちをなめたらあかんぜよ」この心意気に負けじと歩んでまいりたいと思っております。

皆さまのお力をお借りして、法人会が身近で、参加しやすく、役立つ存在になれるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



税務署からのお知らせ

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

国税庁 令和7年4月

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません)。

詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】給与の源泉徴収事務		
令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)
令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



(注) この資料は、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

以下のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		
	改正後 ^(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
- 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

- イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です)。

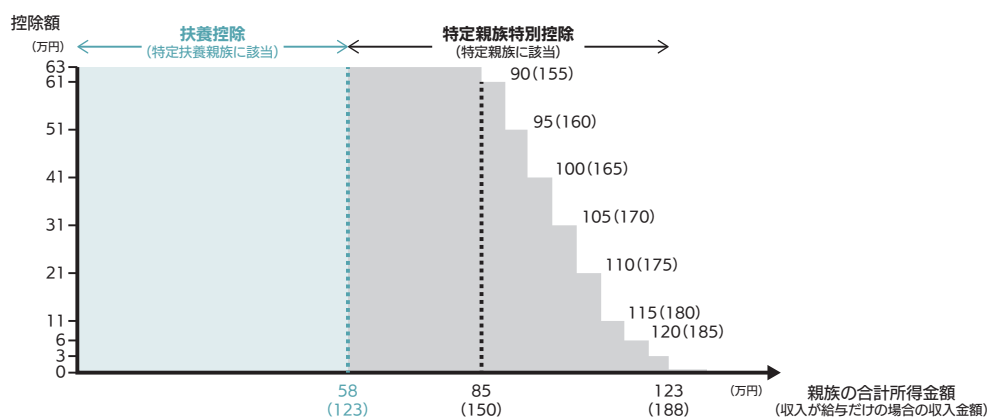
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考:居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が毎月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与……………親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等……親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。
また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます(この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります。)

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

キャッシュレス納付手続き 個別相談会のご案内

キャッシュレス納付に関する手続き、スマホ・パソコンの操作方法を税務署職員が1対1で説明いたします。相談は予約制により、名古屋北税務署内で開催いたします。

予約は電話で名古屋北税務署 052-911-2472(直通)へご連絡いただき、「キャッシュレス納付に関する個別相談会希望」とお伝えください。

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

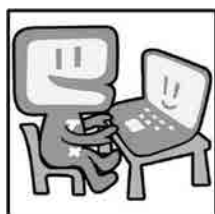
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB 版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続きを体験できるデモ操作ツールです。

※体験できる機能は一部のみ



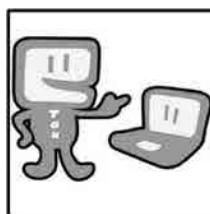
源泉所得税の
キャッシュレス納
付体験コーナー
はこちら

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



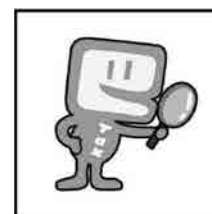
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスに気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



法人番号 7000012050002 令和7年3月

名古屋北税務署新陣容 (令和7年7月10日付定期人事異動)

官 職	氏 名	前任部署
署長	富 永 治 之	名古屋派遣国税庁監察官 主任国税庁監察官
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	倉 田 稔 裕	(留任)
副署長(管運・徴収・法人担当)	野 田 徹	名古屋中税務署 特別国税調査官(開発調査)
総務課		
総務課長	柴 田 康 史	高山税務署 総務課長
総務課長補佐	野木森 一剛	一宮税務署 法人課税部門 上席国税調査官
法人課税部門		
特別国税調査官(法人)	坂 本 隆 志	千種税務署 総務課長
特別国税調査官(法人)	松 野 和 仁	半田税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第一部門 統括国税調査官	吉 田 康 博	(留任)
法人課税第二部門 統括国税調査官	尾 崎 方 俊	法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官	石 橋 夏 芳	源泉所得税集中処理センター 源泉納付指導専門官
法人課税第四部門 統括国税調査官	柘 植 有 加	総務部 国税広報広聴室 広報係長
法人課税第五部門 統括国税調査官	辻 正 宏	(留任)
連絡調整官	伊豆原 笑美	(留任)
法人課税第一部門 上席国税調査官(審理担当)	広 瀬 達 大	(留任)
管理運営部門		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	山 門 孝 行	一宮税務署 管理運営第三部門 統括国税徴収官
徴収部門		
徴収部門 統括国税徴収官	加 藤 正 一	三島税務署 徴収部門 統括国税徴収官
個人課税部門		
個人課税第一部門 統括国税調査官	石曾根 代都美	岡崎税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官
資産課税部門		
資産課税部門 統括国税調査官	平山 摩奈美	課税第一部 審理課 主査

主な転出者・退職者		
官 職	氏 名	新任部署等
署長	永 井 稔 往	(退職)
副署長(管運・徴収・法人担当)	坂 根 資 英	札幌派遣国税庁監察官 国税庁監察官
総務課長	高 木 教 至	名古屋中税務署 特別国税調査官(開発調査)
総務課長補佐	加 古 芳 奈	千種税務署 法人課税部門 連絡調整官
筆頭特別国税調査官(法人)	伊 藤 秀 二	豊田税務署 筆頭特別国税調査官(法人)
法人課税第二部門 統括国税調査官	與 語 貴 充	尾鷲税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	田 中 咲 千 子	課税第一部 統括国税実査官付国際税務専門官



7月から着任された 富永治之新署長にお話を伺いました。

Q1 ご出身は?ご家族は?

出身は静岡県浜松市浜名区(旧浜北市)です。

昭和40年生まれの60歳です。

現在は妻と二人で春日井市に住んでいます。

Q2 お仕事のプロフィールは?

昭和62年に豊橋税務署に配属されて以降、税務署では特別調査担当や広域調査担当(静岡八部門)、国税局では個人課税課に在籍したこともありましたが、資料調査課などキャリアの大半は主に個人課税等の調査を担当してきました。

近年では、国税不服審判所や査察部、国税庁名古屋派遣主任監察官などを経て、令和7年7月に名古屋北税務署長に着任しました。

Q3 大切にされていることは?

「健康」と「最後までやり抜く」ことを心掛けて仕事をしてきました。

何事も簡単に諦めず、目標に向かって、取り組んでいくためには、心身ともに「健康」であることが大切であり、その上で心理的安全性の高い職場となるように努力していきたいと思います。

Q4 名古屋北法人会に期待されることは?

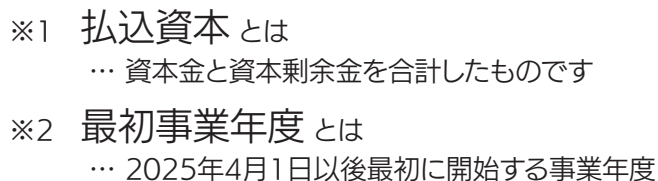
名古屋北法人会は、「税知識の普及、納税意識の高揚、税制・税務に関する提言」など法人会の目的の下に、広報活動や租税教育活動などの税に関する様々な活動にご尽力いただき感謝申し上げます。

法人会組織の益々の会勢拡大、引き続き、税のよき理解者、税のオピニオンリーダーとしてのご活躍を期待します。

お忙しいところ、ありがとうございました。

2025(令和7)年4月1日 以後に開始する事業年度 からの追加条件

減資への対応



企業会計上の貸借対照表

資本金 <u>【現行基準1億円超】</u>	【補充的な基準】 資本金 + 資本剰余金 <u>10億円超</u>
資本剰余金	払込資本
資本準備金	
その他 資本剰余金	

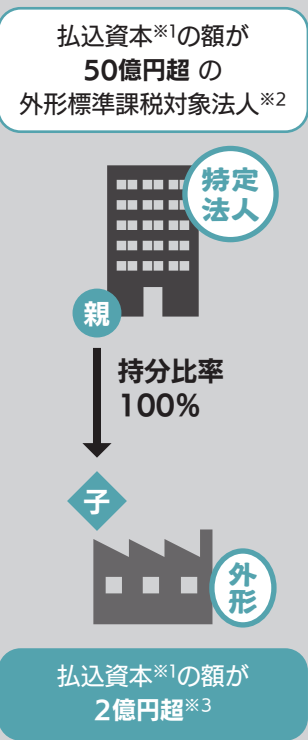
2026(令和8)年4月1日 以後に開始する事業年度 からの追加条件

！ 法人単体では対象にならない場合でも該当する可能性あり

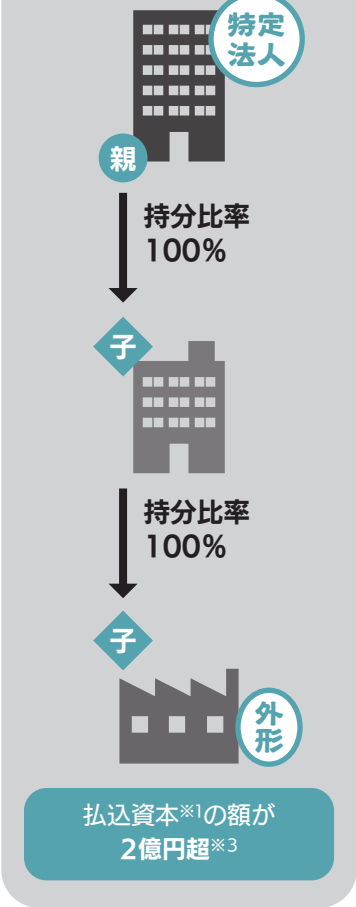
100%子法人
等への対応

- ・ 払込資本50億円超の外形標準課税対象法人(特定法人)との間で完全支配関係がある
- ・ 100%グループ内の複数の「特定法人」に発行済株式等の全部を保有されている

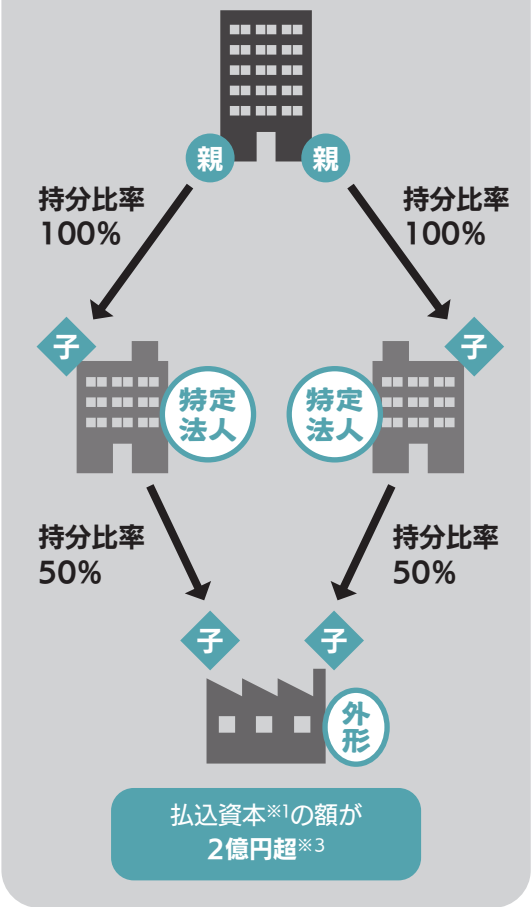
事例1



事例2



事例3



※1 払込資本 とは…資本金と資本剰余金を合計したものです
(100%子法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、それにより減少した払込資本の額を加算した額で判定します)

※2 保険業法に規定する相互会社も該当します

※3 医療法人、協同組合等の特別法人、宗教法人等の公益法人、一般社団法人、一般財団法人などは該当しません

資 本 金		払 込 資 本
資本剰余金	資本準備金	
	その他 資本剰余金	
+		
100%子法人の剰余金の配当又は 出資の払戻しの額		

▼▲ 激変緩和措置あり ▲▼

「100%子法人等」の条件で新たに外形標準課税の対象となり、従来の課税方式で計算した税額を超える場合は、軽減措置があります

- ✓ 2026.4.1 ～ 2027.3.31に開始する事業年度・・・超える額の2 / 3を軽減
- ✓ 2027.4.1 ～ 2028.3.31に開始する事業年度・・・超える額の1 / 3を軽減

▼▲ 中間申告にもご注意ください ▲▼

外形標準課税の対象法人は、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告が必要です

- ✓ 法人税で中間申告義務が無い場合でも、中間申告が必要です
- ✓ 前事業年度が外形標準課税の対象なら、中間申告が必要です

より詳しい内容については税務課のWEBページを
ご覧ください（右の二次元コードからご覧いただけます）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/gaikei-henkou.html>

愛知県 外形 検索



外形標準課税 の対象になると…

○課税標準が所得から 所得・付加価値額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益）・資本金等の額（地方税法上の計算による）となります

○税率などの詳細はWEBページをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000034601.html>

計算方法は
こちらで
チェック!



○法人県民税・事業税に関する問い合わせ先

愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ

電話 052-531-6304

ローリングストック法って？ 南海トラフ巨大地震に備えて

食品ロス問題ジャーナリスト 井出留美

ローリングストック法（※1）って聞いたことがありますか？ 日持ちのする食品を多めに買って置いて、それを使ったら使った分だけ買い足していき、常に自宅に一定量の食料を備蓄しておく方法です。私は以前、非常袋にレトルトがゆを入れて置いて、何年もたってから賞味期限が切れていることに気付いたことがあります。これでは食品ロスになってしまいますね。ローリングストック法は非常袋に入れるのではなく、日常的に使っては備蓄していく方法です。

「フェーズフリー（※2）」という言葉があります。フェーズ（区切り）をなくす、という意味で、日常と非日常の区切りをなくし、身の回りの物やサービスを、日常時にも非常時にも役立つようにする考え方です。備蓄食品を普段から使っていれば、備蓄が循環するので知らずに期限が切れていることもなくなり、家庭からの食品ロスを減らすことができます。

南海トラフ巨大地震が想定される自治体139市町村を対象に、日本経済新聞社が備蓄状況を調べたところ、6割で主要8品目（※3）のいずれかがゼロだったそうです。私は、自身の誕生日に発生した東日本大震災の食料支援がきっかけで会社を辞めて独立しました。東日本大震災では市役所の倉庫なども被災してしまい、支援物資が行き届かないことがありましたし、その後に起きた自然災害でも同様のことがありました。自治体で備えることも大切ですが、行政に依存し過ぎず、自分自身が備えることも重要です。また、自宅や行政だけでなく、企業などの事業者も備蓄は必須です。内閣府は企業に対し、災害時帰宅困難者のガイドラインを策定して「3日分の非常用備蓄用品」を備えることを求めています。事業者で備蓄する場合、量が多いから入れ替えの時は大変ですね。

パンの缶詰で「救缶鳥プロジェクト（※4）」というのをご存じですか？ パンの缶詰を備蓄として買っておき、賞味期限が切れる前に再購入する場合、今まで保管していたものを寄付することができるのです。パンの缶詰の製造会社が引き取って、世界の紛争地や国内の被災地などへ運んでくれます。備蓄の寄付を通して、企業・組織の社会貢献活動としてアピールすることもできます。

自宅ではローリングストック法で備え、企業・組織では備蓄の入れ替え時に寄付することで社会貢献。このような防災に取り組んでみるのはいかがでしょうか。

<参考情報>

※1：ローリングストックについて（日本気象協会）
<https://tenki.jp/bousai/knowledge/49a23a0.html>

※2：フェーズフリーとは（フェーズフリー協会）
<https://phasefree.or.jp/phasefree.html>

※3：備蓄の主要8品目
食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品

※4：救缶鳥プロジェクト（パン・アキモト）
https://www.panakimoto.com/products_kyucancho/

【筆者紹介】井出留美（いで・るみ） 奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学/女子栄養大学大学院）、修士（農学/東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊（JICA）、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、㈱office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

名古屋市税だより

【栄市税事務所のご案内】

栄市税事務所の窓口は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

地下鉄栄駅、名鉄栄町駅からオアシス21を北東へ進み、NHK名古屋放送センタービルの地下2階に入ります。

8階にお越しいただくには、「6-13」と表示された低層階用エレベーターをご利用ください。

なお、NHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はございませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※お体の不自由な方には、駐車場をご案内いたします。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○お問い合わせ先 栄市税事務所管理課

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 959-3300 FAX 959-3317

【市税の納付は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください】

1 ご利用いただける市税

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

2 お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書（お問い合わせ番号がわかるもの）」、「預貯金通帳の口座番号がわかるもの」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、取扱金融機関へお申込みください。

※名古屋市外の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口には備え付けられていない場合があります。

その場合は、下記「7 お問い合わせ先」まで申込用紙をご請求ください。

3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)でご確認ください。

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。

4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

5 振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※開始の時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。

6 振替日

各納期の最終日。前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

7 お問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

[法人市民税に関するお知らせ]

法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円を超えるもの(注1)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円以下のもの(注1)	6.0%
④人格のない社団等		

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

均等割の税率

2以上の区に事務所等または寮等がある場合に、区ごとに均等割額を計算し、合計したものが納付すべき均等割額となります。均等割は法人税額にかかわらず負担していただくもので、欠損金が生じた事業年度についても法人市民税の申告納付が必要となります。

資本金等の額(注2)による 法人の区分	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分(年額)	
	従業者数(注3) 50人以下	従業者数(注3) 50人超
公益法人等、人格のない社団等	50,000円	
1千万円以下の法人	50,000円	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円

(注2) 次により算出した合計額を税率区分の基準とします

- ※ 税率区分の基準(調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較)について
調整後の資本金等の額 $\geq$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ **調整後の資本金等の額**
調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ **資本金+資本準備金**

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を確定申告書に添付してください。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

○お問い合わせ先 栄市税事務所 法人課税課 法人市民税担当

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 959-3305

参議院選挙と消費税

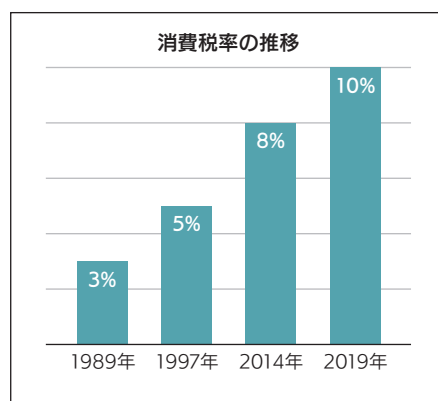
名古屋税理士会名古屋北支部 岡島達朗



参議院選挙が近づいております（原稿執筆時）。不安定な国際情勢に対する外交・安全保障、物価高対策、社会保障等、重要な論点が多岐にわたるなかで、各政党が掲げる政策も様々な内容となっています。

今回の選挙の重要な論点の一つとして、消費税が挙げられます。1989年（平成元年）に導入された消費税は右表のように、税率が推移してきています。

2019年には消費税率が10%となったのと同時に、飲食品類については8%の軽減税率を適用することにより、8%と10%の複数の税率が混在することとなりました。数年前に、名古屋北法人会主催の消費税の講義をさせていただいた際に、次の問題を出しました。講義を聞いて覚えてくださっている方がいたら嬉しいです。



問題



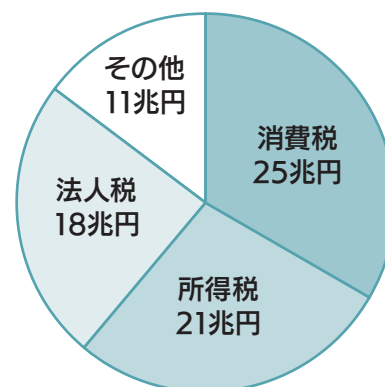
次のうち、8%の消費税率が適用されるお菓子はどれでしょう？（答えは末尾）

- A. プロ野球チップス（野球選手のカードが付いているポテトチップス）
- B. ビックリマンチョコ（キャラクターのシールが付いているウエハースチョコ）
- C. グリコのキャラメル（おもちゃが付いているキャラメル）

消費税率が10%となった4年後の2023年には、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されました。請求書類が要件を満たしているかどうかをチェックする必要があるため、事業者とりわけ経理担当者の事務負担が増えているのはご承知のとおりです。

2024年度における日本の税収は約75兆円となっており、過去最高の税収となりました。そのうち消費税が25兆円で、税目のなかで最も多くなっています（右表参照）。ちょうど消費税率

10%が導入された頃から所得税の税収を上回り、日本においてより重要な収入源となっております。消費税の税収の多くは、年金や医療といった社会保障にあてられています。



近年の物価高により、家計の負担が大きくなるなかで、消費税の減税の議論が盛んにおこなわれています。今回の参議院選挙における各政党が掲げる政策として、消費税率の引き下げ案や、飲食品類の時限的消費税撤廃案が見受けられます。NHKの試算では、現行の10%と8%の税率を一律5%に引き下げると、15兆円の消費税の税収減になると見込んでいます。また、飲食品類に適用されている8%の軽減税率を0%に引き下げると、4.8兆円の税収減になるとしています。

たしかに、減税することで家計の負担が減少するかもしれませんが、議論はそれほど単純ではありません。税収減となった分の替わりの財源をどうするのか、消費税以外の税収を増やすのか、ではどの税目をどのように増やすのか、簡単には決めることができません。さらに、事業者の立場で考えると、消費税率の変更は様々な事務負担が増えることが想定されます。例えば、消費税率の変更に伴い、販売管理ソフトや会計ソフトの改修が必要となるため、改修するための時間と費用が掛かります。また、価格の表記を変更するために、ホームページの修正やメニュー表、値札、ポップ等の書き換えが必要となってくるでしょう。これらも当然に時間と費用が必要となります。

今回の参院選で、野党の多くは消費税減税や撤廃を主張しています。前述したように、インボイス制度が導入された際にも事務負担が増えましたが、消費税率の変更が事業者に与える影響も軽視できないように思われます。選挙の論点は消費税だけではなく、消費税の論点だけにかぎっても考えることが多くあります。多角的な視点で大切な1票を投じたいと考えています。

問題の答え：B「ビックリマンチョコ」

いずれのお菓子もおまけが付いており、「一体資産」という商品に該当します。この場合、「税抜価格1万円以下」で、「お菓子の費用の割合が2/3以上」であれば軽減税率8%の対象になります。いずれのお菓子も「税抜価格1万円以下」ではありますが、プロ野球チップスに付いている野球選手のカードとグリコのキャラメルに付いているおもちゃの費用とお菓子の費用の割合が、「お菓子の費用の割合が2/3以上」の要件を満たしていないため、プロ野球チップスとグリコのキャラメルは10%となります。

名古屋税理士会名古屋北支部

北区田幡二丁目12番14号 明治安田生命黒川ビル4階 電話 052-914-7215

この地で生きる

大森支部 名東生コン株式会社 牛田光俊



当社は1970年、町の建材屋さんの組合である名古屋東部建材販売協同組合及びその各組合員の出資により、この守山の地（とは言え市境線が敷地の中を通っており、事務所棟は名古屋市ですが、半分以上が長久手市です）に生コンクリート専門工場として創業しました。以来半世紀以上にわたり、地域の皆様の信頼を第一に品質の高い生コンクリートを供給することに尽力してまいりました。

改めて当社の商品は生コンクリート（生コン）です。

JIS（日本産業規格、以前は日本工業規格）表示認証取得（レディーミクストコンクリート）に裏付けられた、徹底した品質管理体制で営業しています。

ただ生コンと言っても、なかなかイメージしていただけないのではないのでしょうか。

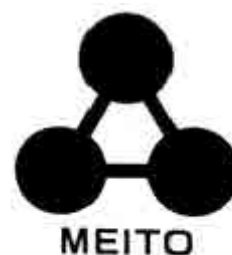
生のこんにやくではありません。生コンはセメント、砂利、砂と水を混ぜて練りあげたものです。砂利、砂は天然のものであるため、品質管理では苦労するポイントです。

文字通り“生”であり、どこまでも運べるというものではありません。JISでは生コンを練り始めてから荷卸しまでを90分以内としています。

それは生コンが半製品であることによります。納入現場への生コン車での運搬途上でも、生コンは化学反応（水和反応）が進行しながら少しずつ変化していきます。夏にはその変化が早まります。完成品である生のこんにやくが冷蔵下なら、遠くまで運べるのとは大きく相違します。納入した大半の生コンは4週間後、固まったものの強度確認をもって概ね納入完了となります。

そしてオーダーメイドで、且つ作り置きはできません。営業エリアは道路網等の交通事情での差はあるものの、基本的には半径20km程度と必然的にかなり限定的となります。その意味で生コン業は非常にローカルな事業と言えます。





そのような条件の下、地域の皆様の信頼の証として、愛・地球博公園（ジブリパーク）やリニモ、東山動物園、地下鉄、市高速、リニアその他多くのビルやマンションなど地域のランドマークとなる建設プロジェクトに携わってまいりました。

戸建ての基礎などから特殊な仕様のもので、生コンの配合の種類としては何千種類とある中から、多様なニーズに的確にお応えできる技術力、生産及び運搬体制の整備は当社の使命であると言えます。

さて、現在の生コン業界、建設業界全体が大きな変革の時代を迎えていると感じています。原材料価格の高騰、長期的な需要の減少傾向、「2024年問題」に象徴される働き方の改革など当社の経営環境も不透明感が強まっています。

中でも人材の確保は喫緊の課題です。コロナ以前は毎年近隣の小学校から工場見学依頼があり、地域貢献と将来の人材確保も意識して、恒例の行事として受け入れてきました。

安全最優先のため、事前に先生方と打ち合わせを行い、当日は万全の体制で受け入れを実施しました。子どもたちに建設業界や生コンクリートの役割を知ってもらう貴重な機会となっており、従業員一同、仕事に興味を持ってもらえるよう工夫を凝らしながら説明を行いました。見学後には、子どもたちから感想を綴った手紙が届くことも多く、手応えに皆で喜びを共有してきましたが、コロナから中断しており、復活する日が来ることを望むばかりです。

守山の地で50有余年、今日に至る過程は決して平坦ではありませんでした。かつてこの地域は5km圏内に他社生コン工場が多数あり、生コン銀座（勝手に名付けました）でした。そこで唯一しぶとく生き残って来れたのは、どんなに苦しくても品質第一として、決してお客様を落胆させないという方針を貫いてきたことの賜物と確信しています。

名古屋東部エリアを拠点に社会の礎を築く一端を担えることは、当社の大きな喜びです。

そして当社の生コンクリートが、今この瞬間も皆様の暮らしや経済活動を静かにそして力強く支えているという誇りを胸に、これからも地域社会と共に発展し、100年企業を目指して行きたいと思います。



北法人会の行事

令和7年4月1日～令和7年7月31日

第50回通常総会・記念講演会

6. 4 場所／名古屋市北文化小劇場
「米中対立のなかの世界と日本」
講師／ジャーナリスト・拓殖大学海外事情研究所 教授 富坂聰 氏



決算期別説明会

- 5.13 場所／名古屋北法人会 研修室
講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門
審理担当官 廣瀬達大 氏



新設法人説明会

- 5.14 場所／名古屋北税務署 大会議室
講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門
審理担当官
(公社)名古屋北法人会 専務理事 他



簿記教室

- 7.16～9.24 全10日 計12コマ開催
場所／法人会研修室
講師／名古屋税理士会名古屋北支部
税理士 松本充平 氏





50周年記念事業 始動しています！

4.30 第2回 50周年事業実行委員会
場所／法人会研修室

5.30 第3回 50周年事業実行委員会
場所／法人会研修室

6.25 第4回 50周年事業実行委員会
場所／法人会研修室

7. 2 50周年事業実行委員会分科会(式典T)
場所／法人会研修室

7.11 50周年事業実行委員会分科会(懇親会T)

7.24 50周年事業実行委員会分科会(講演会T)
場所／魚鉄

7.30 第5回 50周年事業実行委員会
場所／法人会研修室



役員会

4.18 運営会議・決算理事会
場所／アイリス愛知



6. 4 臨時理事会
場所／名古屋北文化小劇場

7.19 広報委員会 広報誌表紙撮影会
場所／オパッタベッタ

6.11 広報委員会
場所／魚鉄



7.18 厚生委員会
場所／魚鉄



活動レポート

総会・記念講演会

金城西 支部 若 葉 支部 北 陵 支部 3支部合同総会

4. 3 場所／魚鉄



杉 村 支部 大 杉 支部 清 水 支部 3支部合同総会・記念講演会

4. 4 場所／魚鉄

記念講演会／「笑い与健康」講演と落語
講師／落語家 三遊亭圓丸 氏



守 山 支部 6支部合同総会・記念講演会

4. 9 場所／ホテルプラザ勝川

記念講演会

「税務署はどうしてウチを調査に来るのか？」

講師／(公社)名古屋北法人会

専務理事 武田克彦 氏



上飯田 支部 山 田 支部 大曾根 支部 3支部合同総会・記念講演会

4.10 場所／親和電機(株) 6階会議室

記念講演会

「ネット犯罪～企業の事業継続と管理責任～」

講師／AIG損害保険(株)

シニアマネージャー 松尾隆之 氏



楠 支部 総会

4.17 場所／名古屋市楠地区会館





金城西・若葉・北陵・楠
四支部合同教養講演会
七月三日 北文化小劇場
演題 笑いと健康(講演と落語)
講師 落語家 林家三平氏

初代林家三平さんの生誕100年記念の講演会として開催し、北区内を中心に、大変多くの地域の方にご聴講いただき、演題のとおり“大いに笑い、笑顔になって”お帰りいただきました。

役員会

- 4. 4 杉村支部役員会 大杉支部役員会 清水支部役員会 場所／魚鉄
- 4.10 上飯田支部役員会 山田支部役員会 大曽根支部役員会
場所／親和電機(株) 6階会議室
- 4.17 楠支部役員会 場所／名古屋市楠地区会館
- 5.26 楠支部役員会 場所／名古屋市楠地区会館
- 6.18 杉村・大杉・清水3支部代表役員会 場所／法人会研修室
- 7.16 楠支部役員会 場所／名古屋市楠地区会館



活動レポート

第46回 青年部会定時総会・卒会生を囲む会

5.26 場所／KKR ホテル名古屋



研修旅行

4.19 場所／岡山県岡山市・倉敷市方面
研修先／ナカシマ エヌクロスビル ほか



青連協親睦ゴルフコンペ

7. 8 場所／葵カントリー



輪を拡げ互いを知る例会

7.10 場所／魚鉄



役員会

4.24 正副部会長会議 場所／法人会研修室
6.19 青年部会全体会議 場所／法人会研修室

Q 無人島に持っていくなら、何を持って行きますか？
『帰りのチケット』インドアなので耐えられません。

Q ストレス解消法ありますか？
B型なので寝たら嫌な事もすぐに忘れてしまいます。

Q 青年部会員の皆様に一言
和やかで楽しい会運営を心掛けていきます。『ともに』楽しい会を築いていきましょう！

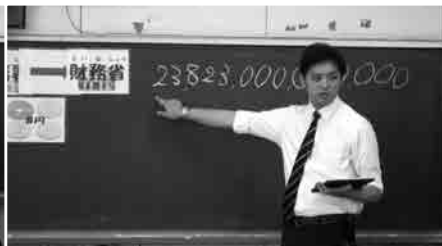
租税教室

出前

授業

今年度も多くの学校で租税教育活動をしております。
5つの学校で合計10クラスの教室に訪問いたしました。

5.20
名古屋市立
飯田小学校
2クラス



5.21
名古屋市立
西味鏡小学校
2クラス



5.26 名古屋市立川中小学校
2クラス



5.28 名古屋市立大森北小学校 2クラス
(金城学院大学生とコラボ)



6. 3
名古屋市立
大杉小学校
2クラス



租税教室講師練習会

5.16 5.21 5.22 場所：法人会研修室

Q 宝くじが当たったらどう
しますか？
家族にも誰にも言わずに
使い切ります！

Q 好きなことわざは？
ことわざではないですが
『何のために生まれて何を
して生きるのか。』朝ドラ
にはまっています。

Q 趣味は何ですか？
ゴルフです！と言えるよ
うに練習します。

第24代青年部会長
株式会社中部精機製作所
堀田圭介さん



堀田新部会長に
聞きました！

活動レポート

第47回 総会・記念講演会

6. 6 場所／魚鉄

講演会／「林家まる子・カレー子の環境防災漫才 ～思いは地球規模で行動は足元から～」

講師／林家まる子・カレー子 氏



属 ゆみ子 前部会長



林家まる子・カレー子



役員会

4.16 場所／法人会研修室

5.20 場所／法人会研修室

6. 6 場所／魚鉄

7. 4 場所／法人会研修室



夏休み!

小学生 親子税金教室スタンプラリー

7.28 場所／愛知県芸術劇場 コンサートホール（愛知芸術文化センター4階）



私たちの身の回りにある
“税金で運営されている”
公共施設を見学して、税
金の使われ方などを体
験するイベント。
今回は、愛知県芸術劇場
のコンサートホールを見
学したよ。



新部長に聞きました!

第6代女性部会長 三杉地所株式会社 杉山美和子 さん

Q 女性部会に入会されて何年ですか? 9年目?(アバウトです)

Q 女性部会の魅力をひとつ教えて下さい。

立場や世代を超えた仲間と、研修やイベントなどを通して、楽しみながら
学び成長出来る場であるところ

Q ストレス解消法はなんですか? 友人達とのおしゃべり

Q 推している人やモノありますか? 宝塚歌劇団

Q 最後にメッセージありましたら、お願いします

このたび、女性部会長を拝命いたしました杉山です。未熟ではありますが、皆さまのお力をお借りしながら、
明るく温かい会をつくっていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



新会員紹介

ご入会ありがとうございました

2025.4.1～7.31

支 部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業 種	勸奨社
上飯田	昇宝(株) 北区上飯田南町5丁目71 サウスタウン上飯田1G	孫 宝 乾 508-9909	建設業	
杉村	(株)テックセットサポート 北区杉栄町3丁目64-4 グランルミエール701	魚 住 茂 徳 934-7867	WEB制作・ アウトソーシング	(株)インシュート(小幡)
清水	パールヘンブ 北区柳原4-7-23 リアライズ名城公園105	平 田 敏 章 080-1586-0490	空調業	陽光建物サービス(株)
金城西	(株)MACプロモーションHD 北区金城町2丁目25-2	前 田 基 貴 910-0566	広告代理店	
金城西	(株)リアルエスト 北区城見通2丁目10-1	加治佐健二 912-1005	不動産賃貸業	(株)白木 ユニック中部販売(株)
若葉	(株)メイワイシー 北区瑠璃光町4丁目2-9	北 原 裕 喜 908-8588	電気工事業	
北陵	(医)応世会 北区大野町3丁目27-3	清 水 武 嗣 912-8888	医療サービス	
北陵	(株)松田事務所 北区成願寺1丁目1-10	松 田 桂 行 325-5775	建築、土木工事	
楠	(株)大盈商 北区丸新町353	安 井 雅 彦 908-1444	建設、アスベスト業	
楠	BIG WEST (株) 北区中味鏡3丁目 133-2	大 西 登 740-3842	地盤改良工事	
守山	(株)エクセレントmaterial 守山区小六町2 3号棟302号	相 羽 拓 也 080-3651-0915	小売業	
守山	(株)魚こう 守山区西新7-5	林 栄一郎 793-1888	小売業	
小幡	(株)Utamaro 守山区小幡南1丁目9-68 パークシティ・エムズガーデンA棟410号	北 川 哲 也 080-9055-6239	サービス業	
小幡	いつき住建(株) 守山区菱池町6-31	松 上 直 樹 726-5575	建築リフォーム業	川辺建設(株)(清水)
小幡	丸眞(株) 守山区小幡南1丁目1-5	眞 下 一 成 793-0909	タオル製品並びに寝装品・ 陶磁器の企画・製造・販売 及び、貿易業務	
大森	(株)ライトハンド 守山区向台3丁目408	吉 田 知 充 602-5347	卸売	
大森	久保内装 守山区元郷1丁目907 タウンハウス大森A棟	久 保 勝 徳 090-3300-2426	内装工事	瀬戸信用金庫 川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
みどり	榊原工業(株) 守山区大森北1丁目3006	榊 原 卓 哉 886-7421	シーリング防水	(株)インシュート(小幡)

(敬称略)



会 員 広 告

AIRLINE SAUNA

FDA
X
飛行機
飛行機のまち小牧から! いざ、テイク・オフ

飛行機のまち小牧から! いざ、テイク・オフ

こまき楽の湯に日本初! 「飛行機サウナ」登場!

楽の湯HP
<https://www.rakunoyu.com/>

Instagram更新中!

総合建設業・
温泉施設運営

株式会社 ナカシロ (守山北支部)
<https://www.nakashiro.com/>

地元守山で25年! 超地域密着の工務店

**見積・相談 モチロン
無料です**

宿舎 事務所 外壁塗装 間仕切りブース
倉庫 工場 雨漏り修理 休憩室 食堂

工場・倉庫・プレハブ・屋根の点検、
修理、屋上防水、
外壁塗装をしませんか?

工場・倉庫・プレハブ・事務所なら **エルホーム**に お任せ
ください!

有限会社エルホーム
〒463-0026
愛知県名古屋市守山区藪田町908番地
<http://www.eru-home.com>

TEL 052-798-0874
FAX 052-798-0970
E-MAIL maeda@eru-home.com

ガス機器のことからリフォームまで!
最先端の家庭用燃料電池「エネファーム」もおまかせ
どんなことでもオケソーにお気軽にご相談ください

コロナウイルスに強い!
ガス機器

ガス衣類乾燥機
乾太

プラズマクラスター
空気清浄付ガスファンヒーター



東邦ガスくらしショップ

LINEで無料ご相談、お見積りいたします

オケソー 桶槽工業株式会社

大曾根本店 〒462-0825 名古屋市北区大曾根四丁目16番12号

TEL/052-981-7884 FAX/052-981-2469

守山志段味店 〒463-0811 名古屋市守山区深沢一丁目1825

TEL/052-739-7883 FAX/052-739-7630

E-mail: support@okesou.net

<https://okesou.net>



お客様を満足を第一に。

営 業 内 容

リフォーム工事

増改築工事

給排水・衛生設備工事

空調・消火設備工事

建設業許可/愛知県知事 般・第101333号

(管工事・建築工事・土木工事・内装仕上工事・水道施設工事業)

株式会社オーケテック



(本社) 〒462-0844 名古屋市北区清水三丁目15番18号

TEL/052-325-3307 FAX/052-325-3308

(分室) 〒462-0844 名古屋市北区清水一丁目7番1号

TEL/052-961-9630 FAX/052-961-9631

会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学

保 障 制 度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック

交 流 事 業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部

情 報 発 信 = 税制改正の要望・提言、広報誌配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.163

令和7年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 **名古屋北法人会**

名古屋市北区清水5丁目5番3号 名北フロントビル2F

電話 915-3886

編 集 **広報委員会**

印刷所 **株式会社 正鶴堂**

名古屋市北区柳原1丁目14-22

電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では

毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からの
ご意見ご要望をお待ちしています。

TEL **915-3886** FAX **915-3850**

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。
一度アクセスしてみてください。

<https://www.kitahou.or.jp>





Business Guard



AIG 損保

地震休業サポート 地休力

企業財産保険(ニュープロパティガード)

事業継続サポート補償特約N + 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N + 水災危険補償特約N※

※水災危険補償特約Nは外すことができます。



■経営者インタビュー動画

東日本大震災を乗り越え成長する会員企業のインタビューをご覧ください。



AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

名古屋支店

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-27-12 AIG名古屋ビル

TEL: 052-857-1400 FAX: 052-251-2142

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年10月時点の内容です。

(24-073023)